

## みよし市水防計画の修正(案)要旨

### I 水防計画修正の根拠

市町村水防計画は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項をまとめたものであり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないとされている（水防法第33条第1項）。

また、市町村水防計画を変更する場合は、市町村防災会議に諮ることとされている（水防法第33条第2項）。

### II 主な修正事項

#### 1 南海トラフ地震臨時情報の運用に伴う非常配備の基準の改定

国の「南海トラフ地震推進基本計画」が令和元年5月31日に修正され、それを受けて気象庁では南海トラフ地震臨時情報の運用が開始された。

それに伴い、市職員における「非常配備の基準」を改定した。（p 13）